夜間定時制高校の学級定数の引き下げを行うなど、教職員の負担軽減に関する項目

定時制の課程の学級編制については、平成10年度から実施した総合募集に係わって、学級編制基準を策定し、公表している。

また、平成26年度については、学級編制基準を維持しつつ、各校の状況を踏まえ、学級編制を行いました。今後も、平成26年度と同様に、各校の状況を踏まえた学級編成を行っていく。

途中学級減に伴う教職員の業務負担の増大の防止に関する項目

定時制の課程の学級編制は、平成10年度に公表しました「定時制の課程学級編制基準」に基づくこととしている。平成26年度についても、「学級編制基準」を維持しつつ、各学校の状況も踏まえ、学級編制をおこなったところ。

二次選抜の日程を見直しなど、次年度の準備業務の負担軽減に関する項目

平成24年度に公表した「入学者選抜制度の改善に関する検討会議」からの報告を踏まえ、平成25年度入学者選抜において、選抜の日程の繰り上げを行った。二次入学者選抜の日程については、選抜日程の変更による各高等学校の行事予定等への影響に配慮し、これまでどおりの日程とした。

平成26年度入学者選抜における二次入学者選抜については、各高等学校の行事予定等に配慮し、日程を１日繰り上げた。平成27年度入学者選抜においても、平成26年度入学者選抜と同日程としたところ。

学級展開など教職員が直面する困難を緩和する措置に関する項目

定時制の課程の学級編制については、平成10年度から実施した総合募集に係わって、学級編制基準を策定し、原則として本基準に基づき学級編制を行っているところ。

学級定数増に伴う教職員の負担増の防止に関する項目

入学者選抜における募集人員は毎年、11月の教育委員会会議の議決後に公表している。また、これまで３月に再履修者及び留年者対応の学級設置を行ってきた。

今後も、学校の状況を踏まえ、留年者対応の学級設置等が行えるよう関係課と協議していく。

実習教員・事務職員・技術職員の増員などの負担軽減策に関する項目

実習教員については、国標準を上回る定数を削減するとともに、校務員業務については退職した後を補充しないでアウトソーシングを行うことにより定数を削減していくもの。今後とも、一層適正な定数管理に努める。

府立高等学校については、平成23年度から、授業料無償化による業務軽減に加え、学校事務業務の集約化、受付窓口業務の改善等により、学校事務の運営体制の見直しを行ったもの。

平成26年度からの高校授業料無償化制度の見直しに伴う事務処理体制については、事務の性質等を総合的に勘案し、人材派遣の活用により対応したところ。

平成27年度以降の事務処理体制については、校長ヒアリング等を通じ、事務室の状況把握に努めており、学校運営に支障をきたさないよう、適切に対応する。

0時間目授業や土曜授業に伴う教職員の業務負担に関する項目

「府立高等学校特色づくり・再編整備計画（全体計画）」において再配置した夜間定時制は、夜間という条件の中で学習する生徒の就学を支援するため、単位制及び二学期制を導入し、多様な教育課程を編成することとした。

また、週当たりの授業時間数の少ない夜間定時制の課程において、多様な生徒のニーズにきめ細かく応え、柔軟な学習を支援するためゼロ時限目授業、土曜開講を導入するなど、教育内容の充実に努めているところ。

校時については通学時間を考慮し、授業開始時刻をこれまでの17:30から30分繰り下げ、概ね18:00とし、運用しているところ。

今後とも、夜間定時制教育の一層の充実に努めていきたい。

教職員の増員や課程ごとの談話室・保健室等の改善などの負担軽減に関する項目

桃谷高校は、平成17年度からⅠ・Ⅱ・Ⅲ部を設置する多部制単位制高校として再編したところであり、これまでの取組を踏まえながらより充実した教育を推進するため、定時制専用棟の増築などの整備を行った。

学校の施設整備については、従前より、ヒアリング等を通じて学校からの要望を十分に聞き、予算の範囲内で整備に努めてきているところ。今後とも、施設整備については、教育活動等に支障が生じないよう改善に努めていきたい。

学校管理費については、従前から学校のご意見も伺いながら、実情・実態に即した配分に努めてきたところ。厳しい財政状況の中であり、大幅な増額は困難ですが、今後とも必要な予算の確保に努めていきたい。

長期夜間勤務の特殊性、勤務条件の激変に伴う事情に配慮するなどの異動基準に関する項目

教職員人事においては、「大阪府公立学校教職員人事基本方針」を定め、これに基づき実施している。今後とも各学校の実情に応じて教職員の適正な配置を図り、学校に清新の気風を醸成するとともに、教職員の経験を豊かにし、資質の向上を図るため、校長の具申を基に、計画的に進めていく。

なお、人事異動を進めるにあたっては、各学校の円滑な運営体制を確保するという観点を十分に踏まえ、人事に関する調書、校長からのヒアリング等を通じ、本人の通勤事情等についても把握した上で、適切に行っていきたい。

教育公務員特例法で明示されている研修権に関する項目

教員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならないことから、研修は大いに奨励されるべき。

教育公務員特例法第２２条第２項に基づく勤務場所を離れて行う研修については、勤務時間中に職務に専念する義務を免除され、有給で行われるものであることから、承認研修としてふさわしい内容、意義を有することはもとより、府民から十分理解が得られるよう、適切な運用が行われるべきものと考えている。

また、研修の承認権は校長・准校長にありますが、上記のような趣旨に沿った適切な運用がなされるよう、引き続き、各府立学校長に対して周知・徹底を図っていきたい。

授業料無償化見直しに伴う業務の軽減策に関する項目

平成26年度からの高校授業料無償化制度の見直しに伴う事務処理体制については、事務の性質等を総合的に勘案し、人材派遣の活用により対応したところ。

平成27年度以降の事務処理体制については、校長ヒアリング等を通じ、事務室の状況把握に努めており、学校運営に支障をきたさないよう、適切に対応する。

授業料無償化制度については、平成26年度から所得制限が導入され、一定の所得を超える世帯については授業料負担が必要となったところですが、去る6月20日に文部科学省の担当室長らと意見交換する場があり、その中でも定時制・通信制はそこで学ぶ生徒にとって高校修学のセーフティネットであることから早期に所得制限撤廃するよう見直されたいということを要望した。今後も機会あるごとに要望等働きかけていく。

また、授業料無償化制度見直しの中で、平成26年度新入学生からを対象に、低所得者世帯の生徒保護者に対して授業料以外の教育費負担の軽減を図るため奨学給付金制度を創設した。

なお、学校徴収金は、学校教育活動を遂行する上で必要である経費のうち、校外学習及び教材費並びに修学旅行にかかる費用など、生徒・保護者が負担することが適当である経費について実費相当額を徴収しているところであり、府独自で無償化することは困難。

就学支援金や奨学のための給付金は、国の定める申請様式や判定基準が難しく、各学校現場においても大変ご苦労をかけたことは承知している。

様式の改善や判定基準等の簡素化については、文部科学省に対しても要望しているところであり、それらを受けて文部科学省は11月の参議院予算委員会でも、「来年度は生徒の家庭状況の確認方法等を簡素化するような形に改め、申請書の様式や事務処理要領等を改訂することを検討する。」と答弁している。

府教委としては、今後、国の動向、他府県の状況などを注視しながら様式、要領、記入例なども見直し学校現場の事務負担軽減に努めていく。

不登校の生徒や経済的・精神的な困難を抱える生徒への指導に関する負担軽減に関する項目

不登校の生徒や高校生活に不安がある生徒に対する教育相談体制の充実に向けて、平成２３年度より「障がいのある生徒の高校生活支援事業」において、臨床心理士の資格を有するスクールカウンセラーを、全ての府立高校に配置している。

定時制・通信制の課程で学ぶ多様な状況にある生徒に対する支援の充実については、多角的な観点からの支援が必要であると考えております。また、生徒の問題行動等の背景には、心の問題とともに家庭等の厳しい状況もあります。今年度から「キャリア教育支援体制整備事業」において就職希望者の多い府立高校３６校に対して就職支援コーディネーターを配置し、うち６校にＳＳＷを配置したところ。

各学校に配置しているスクールカウンセラーとの連携を促進する等の取組みの成果については、フォーラムなどの機会を通して共有していく。

養護教諭については、定数事情が依然厳しい状況にある中、教育振興室とともに各学校の実情や取り組み状況などのヒアリングを行い、いじめや不登校など「心身の健康問題」を抱える生徒が多い学校などに複数配置を行ってきたところであり、今年度は９１校において複数配置を行った。

府の財政状況は極めて厳しい状況にありますが、今後とも、各学校の状況を勘案し、適切な配置に努めていきたい。

定通手当の引き上げや支給対象者の拡大に関する項目

定時制通信教育手当については、平成16年度に皆様方と協議のうえ、見直したもの。

また、非常勤講師の報酬に対して、一般職員に支給されている定時制通信教育手当相当額を加算することは困難。

夜間定時制で常態化している深夜10時以降にわたる時間外業務の解消に関する項目

勤務時間の割振り変更については、平成26年2月に「時間外勤務の縮減を進め、教職員の業務負担軽減を図ることを趣旨として、適切且つ柔軟に運用できるように教育長通達の改正を行ったところ。

週休日に勤務した場合の時間単位の振替に関する項目

勤務時間条例において「週休日に特に勤務することを命ずる必要がある場合には、週休日を人事委員会が定める期間内（勤務を命ずる日を起算日とする前４週間・後８週間以内、教育職員は前４週間・後１６週間以内）に他の日へ振り替えることができる。」こととしている。

なお、週休日における勤務時間命令が３時間４５分又は４時間の場合についても、同様に他の日への振り替えを可能としている。

定時制高校の勤務実態・特殊性に配慮することなど自動車通勤認定の基準に関する項目

教職員の自動車通勤については、校内における事故及び交通事故の防止、環境保全の観点等から、従来から自粛を求めるとともに、平成13年11月16日付け「自家用自動車等の使用による通勤認定事務等の適正化について(通知)」により各府立学校長に対し、自動車通勤の認定要件を示している。

また、認定を行う際の具体的内容につきましては、平成19年３月１日に「自家用自動車等の使用による通勤認定事務等の適正化に係る取扱いについて」を改正し、児童生徒指導の支援や育児･介護支援等の観点を踏まえた基準に見直している。

日本語を母国語としない生徒に対する指導の負担軽減に関する項目

日本語指導については、国の第６次教職員配置改善計画の帰国子女教育の充実のための定数を活用して、本年度は６校に対して１０名の教員を加配しているところ。

定時制の課程については、非常勤講師を配置していますが、今後ともヒアリング等を通じて、各学校の実情を把握し、適切に対応していく。

また、「日本語教育学校支援事業」において、学校からの要望に応じて、日本語教育学校支援専門員の派遣、教育サポーター、多言語チューターの配置を行っている。今後も、日本語指導をはじめとした修学支援の充実に向けて、取組みを進めていく。

校務処理システムを編転入生や定通併修制など定通制の特殊性に対応するようソフトに改善し、担当教職員の負担軽減に関する項目

校務処理システムの運用については、現行システムにおいて可能な限り対応し、学校に運用面で工夫しながら、一定レベルの改修をしてきたところ。

今後は、各校においての操作簡便性を考慮しつつ、機能追加することの是非を見極め、可能な限りの対応をしていきたい。